通算法人又は通算法人であった法人の ※ 整理番号	事務所 分 管 理 番 号 申告区分									
課税標準となる法人税額に関する計算書 psg psg	1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 1 2 2 2 7 2 2 2 2									
法人 番 号	合和 年 月 日から									
事業年度	^{合和}									
1. 計算の対象となる法人の区分等										
法人税における 通算承認の有無 ① 有(通算法人)・ 無(通算	有(通算法人) ・ 無(通算法人以外の法人)									
通 算 親 法 人 · ② 通算親法人 · 通	通算親法人 · 通算子法人									
子法人の区分										
法 人 の 区 分 ③ 普通法人・一般社団法人等・公益法人等(一般社団	法人等以外) · 協同組合等 · 特定医療法人									
2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算										
	加算対象通算対象欠損調整額 *: +億 百万 千: 円									
(4) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3+10									
放配駅入頂並1年所領 100 10	京対象被配賦欠損調整額 + # 百万 千 円									
	<u> </u>									
3. 課税標準となる法人税額の計算										
(使途秘匿金税額等)	兆 十億 百万 千 円 ()									
法人税法の規定によって計算した法人税額	8									
ADEATION TO A MERCHANIC TO A MERCHANIC AND A LOWER A SECTION TO										
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦	7 100									
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、 控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	(1)									
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額										
退職年金等積立金に係る法人税額										
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	(4)									
通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(母社)									
T II // II II // // // E III II //	(電話)									

通算法人又は通算法	人であった法人の	※ 整理	番号	事務原	斤	管	理 番	号	申告区分	
課税標準となる法人税	額に関する計算書	事項		1 1		1 1 1	1 1			
法人名		法人番	4	令和	一 日	- - 	月	+	日から	
		事業年	度	令和	年		月		日まで	
1. 計算の対象となる法人の	区分等								,	
法人税における	<u> </u>	有(通算法人)・無(通算法人以外の法人)								
通算承認の有無										
子法人の区分 ②		通算親法人 · 通算子法人								
法人の区分③	普通法人•一般社团沿	通法人•一般社団法人等•公益法人等(一般社団法人等以外)•協同組合等•特定医療法人								
2. 加算対象通算対象欠損調	問整額及び加算対象被	配賦欠損調整額の	計算							
通算対象欠損	員金額	率	加	加算対象通算対象欠損調整額						
(4)	百万 千 円	99 9∀≀+10	(5) 米 十億 百万 千 円							
被配賦欠損金	五百: 手: 四 100				算対象被配賦欠損調整額 +億 百万 千 円					
6										
3. 課税標準となる法人税額	の計算									
(使途秘匿金税額等)					兆	十億	百万	i i	円)	
法人税法の規定によって計算	した法人税額			8						
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				9						
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦				7 10						
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、 控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額			(1)							
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額				12						
退職年金等積立金に係る法人税額			13							
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩−⑪−⑫+⑬										
					<u> </u>			- 		
通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号				(電話)	
(ふ り が な)通 算 親 法 人 の 名 称及 び 法 人 番 号							(法人番号	•)		